

衆議院 環境委員会 議 録 第十四号

平成十六年五月二十五日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 小沢 鋭仁君

理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君

理事 竹下 巨君 理事 西野あきら君

理事 奥田 建君 理事 長浜 博行君

理事 伴野 豊君 理事 石田 祝稔君

理事 宇野 治君 理事 大前 繁雄君

加藤 勝信君 木村 隆秀君

鈴木 淳司君 砂田 圭佑君

西村 康稔君 鳩山 邦夫君

原田 令嗣君 船田 元君

望月 義夫君 荒井 聰君

近藤 昭一君 鮫島 宗明君

島田 久君 田島 一成君

武山百合子君 松本 龍君

高木美智代君 土井たか子君

川上 義博君

環境大臣 小池百合子君

農林水産副大臣 金田 英行君

環境副大臣 加藤 修一君

環境大臣政務官 砂田 圭佑君

政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 藤原 啓司君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 染 英昭君

政府参考人 (農林水産省大臣官房参事) 齊藤 登君

政府参考人 (水産庁資源管理部長) 竹谷 廣之君

政府参考人 (国土交通省道路局長) 佐藤 信秋君

政府参考人 (環境省地球環境局長) 小島 敏郎君

政府参考人 (環境省自然環境局長) 小野寺 浩君

環境委員会専門員 遠山 政久君

委員の異動 五月二十四日

村井 宗明君 補欠選任 荒井 聰君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

同日 原田 令嗣君 補欠選任 三ツ矢憲生君

同日 三ツ矢憲生君 補欠選任 原田 令嗣君

席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小沢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大前繁雄君。

○大前委員 おはようございます。自由民主党の大前繁雄でございます。

限られた時間でございますので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、防除の問題についてお尋ねしたいと思

います。私は、今回の質問を担当させていただく

ことになりました。幾つかの自然保護団体、動物

愛護団体の方々から意見を聴取しました。その結

果、どうしても気になって、いまだに頭を悩ませ

ている問題が一つございます。それは、先般、二

十一日の参考人質疑の折にも大きな話題の一つに

なりましたが、防除、いわゆる根絶の問題でござ

います。

そこで、まずこの件に関して二、三お尋ねした

と思います。

一つ目は、そもそも一度野に放たれた動物の根

絶など不可能なのではないかという意見について

でございます。

ある動物愛護団体が全国の都道府県の鳥獣保護

担当者に対して実施した匿名アンケート調査によ

りますと、ほとんどの人が、一度野に出た動物の

根絶など不可能だと回答しているようでございま

す。また、我が国では、動物四百万匹、昆虫まで

入ると八億匹という膨大な数の生き物が輸入さ

れており、今さら日本固有の生態系に戻すのは不

可能ではないかとも言われております。

もしそうであるとしたならば、莫大な

お金、税金を投入して、たくさんの生き物を殺し

て、そのあげく根絶という目的を達し得ない、そ

ういうことであれば、結局、国や自治体にとって

は税金のむだ遣い、動物にとつては殺され損、む

だ死に、得をするのは捕獲業者だけということに

なるわけでございますが、こういった意見につい

てどのようにお考えか、まずお尋ねしたいと思

います。

○小野寺政府参考人 一般的に申し上げますと、

一たん入った外来種で、かつ国土全体に蔓延して

いるものを絶滅まで駆除するというのは、そう簡

単ではない、難しいと言つてもいいかもしれませ

んが、かなりの困難が予測されるというのが公平

な見方ではないかと思つております。

しかしながら、与える影響、被害を考えて、例

えばある特定地域、非常に貴重な生態系が存在し

ている地域の中に外来種が入つて被害を起してい

るという場合には、その被害の程度と駆除に要

する費用なりエネルギーの関係で物事を考えるべ

きだというのが一つあると思つております。また、全

面駆除と、部分的にある程度駆除をして被害を低

減するということも考え方の一つとして大事なん

じやないかと思つております。

したがって、総体的な中で被害を低減させてい

く、あるいは中期的な目標を設定してそれに向け

て作業を進めていくということが一つあると思

います。また、外国の事例等を参考にいたします

と、例えば島嶼とか池などの非常に限定的な、ま

とまりのある生態系の中で駆除に向かって進めて

いくというのは、やりようによっては可能である

と考えております。

○大前委員 私どもの秘書は淡路島の出身なんで

すけれども、例えば、問題になっておりますオオ

クチバシなんかで、淡路島の山のつぺんのため

池にまでさらえてみるとおるということでござ

い

第一類第十一号

環境委員会議録第十四号

平成十六年五月二十五日

第一類第十一号

環境委員会議録第十四号

平成十六年五月二十五日

第一類第十一号

環境委員会議録第十四号

平成十六年五月二十五日

第一類第十一号

環境委員会議録第十四号

ます。そういったため池については、根絶といえますか駆除は可能ですが、琵琶湖のようなあれだけ大きなところでは、とてもじゃないが、とことん、全部根絶させてしまうというとは不可能なわけでございます。今の御説明によりましたら、そういう大きな根絶不可能なところでは、部分的に減少させていくというような意見でございます。たので、そこあたりの根絶についての考え方を、もう少し自然保護団体とかそういうところにも徹底して説明をしていただければと思います。

それで、根絶の問題につきましてもう一つの問題は、道徳、倫理面の問題でございます。

この点について、さきの参考人質疑でも、日本自然保護協会理事の吉田正人参考人が取り上げられまして、合意形成のプロセスの導入が大切だと述べられました。野に出た野生生物の三分の二は人間が捨てたものであると言われており、人間が起した問題を罪のない動物殺害で解決するのは道徳的、倫理的に問題があり、教育にも悪影響を及ぼすのではないかと、そういった懸念がございまして、防除に名をかりた密猟が横行することが懸念されておりますけれども、この点、どのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。

○砂田大臣政務官 人間何千年の歴史の中で、動物が、それぞれ人間とのしごき合いの中で、長年殺したり殺されたというものが続いてまいったわけでございます。しかし、現代、やはり自然の環境を守るといふ意味からも、動植物について、人間がそれなりに人間の立場として大事にしていかなきゃならないものというものは存在をしております。

既に蔓延している特定外来生物、そういう膨大な数に上っている現在でございます。これらすべてを生かして管理をするということは、まことにしにくい、難しい問題であり、非現実的な問題ではないかというふうに考えているところでございます。殺して処分をする以外に有効な手段がないことがあり得るというふうに考えているわけでございます。その場合でも、殺して処分を行う際には、動物愛護管理法の考え方に沿って、動物に苦

痛を与えない適切な方法によって行うよう基本的な方針に明記をする、適切な対処をまいりたいというふうな考えているところでございます。

また、やむを得ず殺して処分をしなければならぬ必要性や、防除の対象となる外来生物が適正な管理下にある限り失われなかった生命であることなどについて、外来生物対策の普及啓発を進める中で、広く国民の理解を得ていくことが大事ではないかというふうな考えている次第でございます。

○大前委員 防除に関するもう一つ懸念される点は、鳥獣保護法の適用を外すという問題でございます。

現在、法の適用があるのに密猟が後を絶たないというのは甚だ聞えられておられるところでございまして、そのような状況下で適用を外すと、違法捕獲、錯誤捕獲が激増して、在来動物の希少種もわなにかかることが心配をされておられるわけでございます。希少種というのはやみで高く売れますので、防除に名をかりた密猟が横行することが懸念されておりますけれども、この点、どのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。

○小池国務大臣 鳥獣保護法の適用を外すことについてのお尋ねでございますけれども、地方公共団体やNGOが行う防除でございますが、まず、鳥獣保護法の適用の除外を受けられるのは、国が公示をする防除の内容に沿ったものとして確認もしくはその認定を受けた場合ということにいたしております。

違法な捕獲、そして間違えてとってしまうということが起こらないように、基本方針また政省令におきまして、防除の方法がいわゆる在来の鳥獣とかこれまでの我が国の生態系の保護に重大な支障を及ぼさないものであるということとをまず確認する、そしてまたそれを認定するということといたしております。それらを要件として定めるといたしております。今幾つか御心配の点を挙げられましたが、これらのことが起こらないように適切に対処してまいりたいと考えております。

また、確認もしくは認定を受けました対象とか方法以外で捕獲などをしたときは、当然のことながら鳥獣保護法の違反となってしまうことをつけ加えておきたいと思っております。

○大前委員 この点についてはぜひとも厳しい密猟対策というものを講じていただきたい、そのように要望しておきます。

次に、外来種の輸入、移入規制問題について数点お尋ねしたいと思います。最初に、さきの参考人質疑で放送大学教授の岩槻邦男参考人から御説明のございました、生物分類を進めていく上で不可欠な専門家の体制整備の問題でございます。

現在、随分と体制整備がおこなわれているという岩槻先生の御指摘でございましたけれども、この点、その促進策について環境省のお考えをお聞きしたいと思います。

○加藤副大臣 今の質問の内容は、私も極めて重要だと思っております。生態系への影響に迅速に対応するためには、やはり自然環境にかかわる基礎的なデータをどれだけ把握しているかということが出発点になるわけでありまして、特に今御指摘のありました生物の分類あるいはそのリスト、こうした対策というものはやはり対策の基礎である、そういうふうな認識しているわけでありまして、環境省も、これまで自然環境保全基礎調査、こういった調査やレッドデータブックの作成等を通じて、専門家の協力を得まして動植物の分類リストの作成に努力してきているところでございます。

生物の数は非常に膨大であるが、先ほど説明の中にもございましたけれども、今後とも、各分野の専門家の協力を得ながら、これらのリストをさらに充実させてまいりたいということになるわけでありまして、御指摘の専門家の体制整備、おっしゃるとおり心もとなない状態でございます。しかし、岩槻先生もそのようにおっしゃっております。イギリスを代表するロンドンの植物園では学位級の研究者が百人いる、日本の東大の

植物園では教官が六人しかいない、そういう寒い状態でございますので、こういった面については、人材供給についても積極的に考えていかねばいけない。

先ほど述べましたようなさまざまな取り組みを積み重ねると同時に、やはりそういう人材育成にもつながることを考えていかなければならないわけでありまして、あるいは文部科学省そのほか関係省庁とも必要に応じてこういった面について充実を働きかけてまいりたい、こう思っております。

また、OECDなんかも、地球規模の生物多様性情報機構という世界的な規模の機構を立ち上げた段階でございますので、そういったところでも生物分類にかかわる情報について共有できるように、積極的な対応を考えていきたい、このように考えている次第でございます。

○大前委員 法の施行に当たりまして、生物分類というのは大変重要な問題でございますので、きつちりと促進策を講じていただきたい、そのように要望しておきます。

次に、水産庁の方のお答えをいただきましたんですが、漁業や生態系に悪影響を及ぼす魚種の放流規制の問題についての質問でございます。

現在、芦ノ湖、河口湖、山中湖、西湖の四つの湖で、外来種であるオオクチバスを対象とした漁業権が免許をされております。また、アユやイワナなど、日本在来の種でも地域によって遺伝的特性が異なると言われておりますが、最近、地域を超えて、他地域産の魚が盛んに放流されていると聞いております。このような放流は種や遺伝子の多様性の喪失につながるかと考えますが、海外由来、国内由来を含め、外来種の放流の実態や生態系への悪影響について水産庁の方でどのように把握しておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。私ども水産行政におきましては、平成十三年に制定されました水産基本法第十六条におきまし

て、「環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図る」という、まず基本的な方向づけをしていただいているところでございます。

これを踏まえまして、水産庁といたしましては、平成十五年からの漁業権の切りかえに際しまして、環境との調和に配慮しながら進めていくという観点に立ちまして、放流につきましては、それぞれの河川なり湖沼なりにおきます在来種の保全に留意するよう、技術的な見地から各都道府県知事に対して徹底をさせていただいているところでございます。

まずそういった基本的なスタンスがございますが、放流の実態につきましては、若干古い数字になりますが、直近の数字で申しますと、平成十年の数字でございますが、在来種関係でいきますと、一番多いのが、アユを大体年間二億匹ほど放流しております。あるいはワカサギを、これは卵でございますけれども百四十億個、これを増殖するというところで各河川なり湖沼なりにまくわけでございます。それからニジマス、古くからの外来種でございますが、これを六百万尾放流している。大きなところが、そういったような数でございます。そのほかにも、ほかのものがございまして、ちよつと詳細な把握はしていませんが、それらの放流に関してでございますが、先ほどのような水産基本法の考え方もございまして、特に外来種の放流が生態系に与える影響については、まずオオクチバス、ブルーギルにつきましても、平成元年より三力年間かけまして調査をいたしまして、その生態なり固有種に与える影響あるいは規制の対策というものを検討、調査してまいりました。それから、そのほかの外来種、ニジマスなりあるいは草魚といったようなものにつきましても、平成十五年度より、在来魚の状況につきまして調査を開始しているところでございます。

です。最初に申し上げました二つについては元年から、それからそのほかの外来種につきましては十五年から調査を始めているところでござい

ます。

そうした調査結果を今取りまとめつつありますが、特に、先行しましたオオクチバス、ブルーギルの結果を踏まえまして、これらのものが分布域を広げている、あるいは在来種を捕食しているといった問題があるということを踏まえまして、四十六の都道府県につきまして内水面の漁業調整規則というものを定めていただきまして、移殖、いわゆる放流の禁止というものを措置していただいているところでございます。

また、それと同時に、水産基本計画というのを平成十四年に閣議決定しておりますが、その中で移殖の禁止を進めるとともに、それとあわせまして駆除対策というものも進めていくということとを位置づけて取り組んでおります。その中で、生息数の減少なりあるいは生息域の拡大の防止ということを基本にして駆除を進めていくということとで取り組んでいくところでございます。

○大前委員 この法案は環境省だけの努力ではなかなか目的を達成できないわけでございます。できるだけ他省庁も理解をして、協力をして前へ進めていっていただきたいと思っております。

そこで、もう一つ水産庁の方にお聞きしたいんですけれども、内水面漁業では、漁業法に基づいて漁業の対象種の放流が行われていると聞いておりますけれども、知事が漁業権対象魚種を定めるときには、放流先の河川や湖の生態系に対する影響評価を行った上で定めることが必要だと考えます。現在そのような取り組みが行われているかどうか、また、国の方でも、漁業権を免許する場合、生態系への影響評価を行って、その結果に基づいて免許を行うよう漁業法を改正する必要があると私は考えておりますけれども、この点、いかがお考えか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○竹谷政府参考人 お答えを申し上げます。

現在の漁業法におきましては、漁業法の第十一条の規定におきまして、都道府県知事は、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるために漁業の免許をする必要があり、かつ、当該

漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないことを認めるときは、内水面漁場管理委員会への諮問などを経まして漁業権の免許をしようというところでございまして、そういった意味で、今申し上げましたように、公益に支障を及ぼさないという点を考慮しながら漁業権の免許をするという体系になっているところでございます。

こうした形で漁業権の手続がありますが、現在、先ほど先生から御指摘がございましたように、芦ノ湖、山中湖、河口湖、それから西湖の四つの湖におきましては、オオクチバスを対象といたしまして漁業権の設定がされております。

ただ、先ほど申し上げましたように、オオクチバスにつきましてはいろいろこういった問題がございますので、平成十五年からの漁業権の切りかえに際しましては、ブラックバス全般、それとブルーギルが水産資源に与える影響というものを懸念いたしまして、当分の間、これらの外来魚につきまして新たに漁業権の対象とする免許は行ってはならないという農林水産大臣の指示を出しております。それから、既存のこの四つの湖におきましてオオクチバスを目的とする免許につきましても、継続するに当たりましては、在来生物への影響評価を行っていただく、あるいはまた、ほかの湖、流域等に流出するのを防止するという点をきちつとやっていただくということを講じた上で継続していただくということを、技術的な見地から都道府県知事に徹底をさせていただいていくといったところがございます。これが現状でございます。

しかしながら、先生から漁業法を直してはどうかという御提案がございましたけれども、今申しましたように、漁業法で公益の点を考慮するようになつておりますが、漁業法の体系、そもそものが漁業の面を中心とした法律でございます。したがって、生物多様性を含めまして生態系の問題を総合的に、すべて漁業法の体系の中でいろいろと評価していくということにはなかなか難しい面もございまして、

したがって、私どももいたしましては、今般ここで御審議をいただいております法案の体系の中でまず総合的に位置づけをしていただきまして、その位置づけを踏まえ、先ほどの公益の面を配慮できるような漁業法の規定がございまして、その判断の中に反映する形で取り組んでいきたいというふうな考えでいる次第でございます。

○大前委員 この問題は大変重要な問題でございますので、都道府県知事と連絡を密にして今後とも進めていっていただきたいと思っております。

次に、本法案とWTOとの関連についてお聞きしたいと思っております。

今回の法案の趣旨は、生態系などに被害を及ぼすものあるいは及ぼすおそれがあるものを特定外来生物、未判定外来生物に指定し、輸入制限を行っていくというものでございますけれども、一方で、WTOというのは自由貿易が原則とされておりまして、今回の法案について、成立した後、特定外来生物や未判定外来生物に関する具体的な指定作業が最も重要な作業となつてくると考えておりますけれども、この場合、少しでも疑わしいものは基本的にすべてとりあえず未判定外来生物に指定しておいて、届け出があったときによく吟味し、判定するということが大切だと思いますが、非関税障壁と海外から指摘されるおそれがございます。このあたりの問題をどのように整理しておられるのか、環境大臣にお尋ねしたいと思います。

○小池国務大臣 御指摘のように、自由貿易を標榜しますWTOでございますが、WTOの協定の中で、人や動植物の生命または健康の保護のために必要な措置を締約国が実施することは妨げられないとされております。このような措置を実施する際には事前WTOの締約国へ意見照会をすることが必要とされておまして、この法案についても既にその手続を済ませたところでございます。その結果といたしまして、他の締約国からコメントは寄せられておりません。資料請求などはございましたけれども、コメントは寄せられてお

りません。

ということ、本法案につきましても、WTOの協定の考えに整合する、このように考えておきまして、未判定外来生物につきましても、この法案に基づいて、おそれの疑いのある外来生物の指定を的確に進めてまいりたい、このように考えております。

○大前委員 この件については、大臣にしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、国民の大変関心の深いペット関連の問題について一点だけお聞きしたいんですが、特定外来生物に指定される前からペットとして飼養している場合、それが特定外来生物として指定された場合、取り扱いがどのようになるのか、飼養等が認められなくなるのかどうか、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○小野寺政府参考人 御指摘のように、ペットの特定外来生物の飼養は原則認めないというのが法律の考え方です。ただし、法律が施行されたときに既に例えば愛玩動物として飼っている場合には、学術研究機関で特定外来種を飼うのを許可する場合に、ちゃんとした施設をつくって、逃げ出す危険がない条件が整ったものについては許可するというようにしておりますので、その並びで、既に飼っている、そういう施設など逸出する条件がないものについては認めることも考えるべきだ、こういうふうなふうに思っております。

○大前委員 ペット関連の問題については、国民の関心が非常に高いようでございますので、水際対策と同時に、そういった広報、周知の徹底について努力をしていただきたいと思います。

この法案は、我が国で初めての法案でございますけれども、未解明な点、試行錯誤的な面も多々あるように散見されます。環境権に関する規定を憲法に明記する議論がなされております。昨今、外来種問題は、本法案の成立ですべて解決するもの

ではないと思われれます。この法案を第一歩として、国民に理解が得られますよう、問題と対策の普及啓発、周知を広げて、今後、二歩も三歩も進んだ法案にしたい、たくよう強く要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 民主党の鮫島宗明です。

昭和五十年、一九七五年の十月一日から一九八〇年の三月三十一日まで、私は、石垣島にありまして熱帯農業研究センター沖縄支所の導入研究室というところにおいて、四年半の間に、アフリカのサバンナの草等々六百種ほどの外来種を導入して評価する仕事に携わっていたものですから、そういう加害者としての反省も込めて、きょうはやや自爆テロ的な質問をさせていただきたいというふうに思います。

この前も参考人で、東大の植物園の先生もキュー・ガーデンの話をちょっとおっしゃっていただきましたけれども、この生物多様性条約が生まれる背景には、古典的な植民地時代のアングロ・サクソンの考え方、つまり、新しい大陸を発見したら、そこで使えるような貴重な動植物は全部本国に持ち帰って保管して、これで一応遺伝資源は保存できた、あとは自由に開発しろというので一気呵成に開発してしまうというのが従来の植民地型の自然管理、全部、オイルパームの畑にしまったらゴム園にしちゃったりと。

ところが、そういう貴重種だけをキュー・ガーデンのようなところで細々と維持管理していても、それは本当の意味での遺伝資源全体の保全につながるというところがだんだん問題になってきて、野生種でも何でもいんです、ある種の存在している生態系そのものを自然のままに保全しないと、周辺の関連する亜種とか何かも含めてなかなか保全できないという考え方から生物多様性条約ができ、そして、なるべく自然があるがままにそっとしておきましょうという保全の仕方というふうな考え方として変わってきて、それに沿っ

て国内法を整備していく、その流れできょうという日もあるというふうに私は認識しています。

確かに、例えば佐渡のトキにしても、もう数羽になってからトキセンターに持ってきて、いいえさをやって、それ、頑張つて、もう一息といつても、なかなか子孫はできない。やはりトキが息をする無農薬の田んぼがあり、ドジョウがいてタニシがいて、横にうっそうとした森があり、この生態系そのものを保全しないとなかなか種の保存はできないんだという考え方がきょうの法律の背景にあるということをもまず確認しておきたいと思

います。順番でいきますが、この前私は間違えて、環境レポートのときは、我が党は反対するのかと思つて質問しちゃったんですが、きょうも何だかよくわからなくて、ちょっと私が疑問に思うことを全部聞いていくことにします。

特定外来生物の定義を簡単にわかりやすくお願いしたいんです。

○小野寺政府参考人 法律上、生物全般が対象になりますというのが法律のまず一番大きな概念であります。

中央環境審議会一年ほど、昨年の秋に答申が出たわけですが、その中では、明治以降に外国から入ってきたものを外来生物ととりあえず整理しようということにしております。その理由は、分類そのものが、明治以降、我が国及び外国において進んできたということが一つありますし、我が国においていいますと、明治以降、飛躍的に人流、物流の量が拡大したということで、明治以降というふうな考え方が一つのところであります。

○鮫島委員 私が聞いていた範囲では、明治以降、人間が意図的に、人為によって運び込まれたものというふうな聞いています、それはそれでいいんでしょうか。

○小野寺政府参考人 そこはちょっとわかりにくいんですが、明治以降に入ってきたものについては意図、非意図にかかわらず今回の法律の対象になります。

○鮫島委員 そうすると、意図したかしないかはかわらず、明治以降に日本に入ってきて定着または利用されているものというのが外来生物、その中で、生態系に悪影響を及ぼすか、農業に悪影響を及ぼすか、人間の健康に悪影響を及ぼすか、その三つの観点から見てどうもよろしくないというのが特定というふうに分類されるということだと思ひますが、では、今の定義からいうと、国内由来の外来種、例えば家猫が奄美大島で悪さをしているとか、国内由来のものは、つまり、移入といいますが、それはこの定義では入らないのか。

○小野寺政府参考人 今回の法律では入りません。

○鮫島委員 特定外来生物のイメージをもうちょっと具体的にしていっていい意味で、では、今、奄美なんかで問題になっているマングースは当然特定外来生物に入るんでしょうね。

○小野寺政府参考人 マングースは対象として考えております。

○鮫島委員 アメリカザリガニはどうでしょう。

○小野寺政府参考人 対象だと思います。

○鮫島委員 これから専門家で検討して絞って決めていくことだと思ひますが、私は、今から入れるものについて評価するものももちろん大事ですが、今既に入つてしまっているもの、明治以降、数千種ぐらいついていっているんじゃないかと思ひますが、とにかくいろいろなものが入つていて、それについては、明治以降海外から入つたものについては特定外来生物か非特定かという分類は当然するんですよね。

○小野寺政府参考人 専門家を集めた中央環境審議会的小委員会一年ほど検討した結果では、それらのことを勘案して、ほぼ二千種が当面の対象の母体だというふうな考えております。

○鮫島委員 そうすると、当面の対象になる二千種というのはいわゆる特定外来生物かそれ以外かを判定する対象という意味ですね。

○小野寺政府参考人 とりあえず、去年の秋の答申の段階では二千というふうに申し上げました。したがって、それを特定外来生物、これは政令でするわけですし、未判定生物というのは省令でするつもりですけれども、それが二千種を超える範囲になるのかどうかというのは専門家と議論しながら決めたいというふうに考えております。

○鮫島委員 約二千種程度が明治以降日本に持ち込まれてさまざまな使われ方をしている、中には生態系に悪影響を及ぼしているかもしれないものがある、こういうのが判定の対象になってこれから検討が行われるわけです。

そうすると、その判定の結果が出るまではグレーのままで存在し続ける。あるいは、そこで、先ほどマンガースは多分特定に分類されるでしょうと言いましたが、オオヒキガエルとかマンガースとか、ジャンボタニシなんかもそうなのかもしれないけれども、そういうふうな特定に分類されていくものがだんだんふえていく。それについては、防除義務あるいは駆除義務というのはだれに課せられるんでしょうか。

○小野寺政府参考人 特定外来生物に関しては基本的に国の責任だと考えております。

○鮫島委員 そうすると、例えばジャンボタニシが、これは九州の方で田んぼの苗の食害なんかはかなり問題になっていますが、こういう場合、国といった場合に、農水省ですか。

○小野寺政府参考人 これは、農水と環境、農林被害については農水省が主として所管し、全体について環境省が所管するということになっていきます。

したがって、ジャンボタニシが一体何に影響を与えるのかということですが、私の考えでは、生態系への影響もやはり認めざるを得ないと思いますね。したがって、ジャンボタニシがもし特定外来生物になれば、環境省もそれなりの責任が発生すると考えております。

○鮫島委員 国土交通省にお伺いしますけれども、最近、道路ののり面なんかの植栽でかなり外

国種の、ウィーピンググラブラスとかトルフェスクなんかが使われているという話ですが、こういう外来生物種が在来種のイネ科の草等を駆逐しているという指摘がありますが、そういう認識は国交省の方も持ちなんですか。

○佐藤政府参考人 先生御指摘のように、ウィーピンググラブラスとかトルフェスクであるとか、これは耐寒性が強いといいますが、そういうところに着目して、従来、のり面の植生工などに使ってきたところでありました。

しかしながら、日本緑化工学会からも、昨年の九月ですが、在来の植物を駆逐するなど生態系を攪乱する問題が生じているのではないかと、こういう御指摘もありました。そのような御指摘の以前に、私どもも、地場の植生を使うことができるのであればできるだけそうしよう、そんなふうに向を転換してきているところでもございまして、できるだけ地場の植生、そんなふうな今努力しているところでもございます。

○鮫島委員 多分これまでに随分植えちゃっていると思いますが、そういうのが、どの審議会か、委員会であるのか知りませんが、判定の結果、特定外来生物です、例えばウィーピンググラブラスが特定外来生物ですということになると、これを生態系から排除する責任は国土交通省にあるというふうにお考えでしょうか。

○佐藤政府参考人 これからまたこの法律全体の運用等に係る問題かもしれませんが、例えばウィーピンググラブラスがどうしても被害を与える、影響が大きいもの、こういうような場合には、少なくとも、まず、当該のり面といいますが、そこに何らかの置きかえるべきようなことができないかどうか、そんな検討もしながら対応を考えてまいりたいということになろうかと思っております。

○鮫島委員 環境省にお伺いしますけれども、今のようなケース、のり面にこれまで使われていた、主に外国由来の牧草類だと思いますが、そういうものが特定外来種に指定された場合に、環境省の側としての駆除の責任、環境省にはその責任

はあるんでしょうか。

○小野寺政府参考人 過去にのり面緑化等が行われて、その結果で例えば水系の下流域の生態系が攪乱されているような場合に、この法律に基づいて一義的な責任は環境省にあるというふうな考えでおります。しかしながら、道路局その他が協力して駆除するということについては歓迎したいと思っております。

○鮫島委員 何かよくわからないんですけども、ちよつと農林水産省との関係に絞って残りの時間聞きたいと思っております。

私は、先ほど言ったように、かつて導入研究室というところについて、余り、石垣島で四年もいた人は少なかつたんですが、したがって、そういう出自を持っている人は公務員といえども官僚とは私は呼ばないんじゃないかと思いますが、未納と官僚出身だとダボになつちやうものですか、せめて未納だけにしたいだいたいなんです。

農林省というのは、毎年毎年、導入・探索の予算に基づいて栽培種と関係のある野生種の導入・探索旅行というのをやっています。年間平均三チームぐらいが諸外国に出ている。稲については、雲南の地区でちょうどモチ米とウルチの間ぐらいの、次の次の品種のネタみたいなのを雲南あたりに探しに行くわけですが、そういう人里離れた山中で野生種を探るので、いろいろ危ないこともあります。

私は、ちょうどパレレビの末期のイランとかトルコとか、あるいは南米にエネルギー植物の探索等に行きましたが、サツマイモの野生種のイボメア属といふもの、ヒルガオなんかこのイボメア属で、サツマイモと接する植物なんです、いい台木がないかということで、農林省から三人のチームがペルー、エクアドルに昭和六十一年の十月に探索旅行に入つて、サツマイモの近縁野生種を探しに行つたんです。

あの辺に行くとき山奥で、ジープに乗った、武器を持った若い四人組が、一体、警察なのか軍隊なのかゲリラなのか追いはぎなのかわからない、そ

ういう四人組に会つたら、最悪のケースで追はぎだつた。それで、農林省から行つた三人組は身ぐるみ全部はがされて、シャツとステコだけの姿で山中に置き去りになつて、ほうほうのていでヒッチハイクをしながら里までおつてきた。そこから領事館に駆け込んで農林省に電話して、大変なことになりました、どうしましょうかと言つたら、農林省がそのまま探索を続けろと。そういう残酷物語があつて、でも、そういうところで得られた野生種が、今九州なんかではやつているムラサキイモの開発に結局つながつているんです。

だから、ある意味では、いろいろな外来生物を入れてくるというのはもちろん大変プラスの側面もあるんですが、やはりかなり扱いに気をつけたいといふような影響がある。

大体、夏の雑草、これは水田雑草でも畑雑草でもいいんですが、夏の雑草はほとんどすべて明治以降の外来種。雑草の種類を調べようと思うと一番頼りになる図鑑は、北隆館というところから出ている「日本帰化植物図鑑」、これが一番雑草の判定に使えるわけで、それは、特に牧草の導入を通じて、あるいは農業の種を入れるときそれにまざつてきて、いかにいろいろな草が明治以降入つたか

です。それから、農業というのは、今の特定外来生物による生態系の攪乱ということから見ると、被害者でもあり加害者でもあるという側面が大変強いんですが、どうも私の感じでは、私が実際の導入業務をやっているときも、評価項目の中に生産性とか季節安定性とかいろいろな評価項目がありましたけれども、生態系への負の影響といふのは評価項目に入っていないかつたですね。今でも、多分組み換え体の評価項目なんかには入っています

が、一般に、海外から使えそうな植物を持つてきて評価するときにはそれは入っていないかと思うので、ある意味では、農水省は、少なくとも今までは、いろいろなものを入れてきたときにそれが生態系にどういふ影響を及ぼすかという視点は欠けていたと思うので、そこは率直に私は認識されて

いいんじゃないかと思ひます。

個別の例で聞きますけれども、そういう意味では、農林水産省がよかれと思つて入れてきたもので、しかし結果的には生態系にかなりの悪影響を及ぼしているというものが、多分いろいろ皆さん念頭に置いていると思ひますが、そのような例の一つとして、セイヨウオオマルハナバチの生態系への悪影響が最近指摘されているところでありま

す。これは、ハウス内の受粉のために大変よく働くということ、静岡県の農業試験場が最初入れて、何度かテストした後、これでいけるといふので、今やかなり全国的に使われるようになってい

ると思ひますが、この群の一部が人間の管理環境下から出て、そして一部野生化して在来マルハナバチとテトリノ争ひをして、移入種の方が優勢だといふような報告もありますが、こういう点について、農林水産省は、このセイヨウオオマルハナバチの生態系に及ぼしている被害といふのをど

んなふうにも認識しておられて、もしその悪影響があるとしたら、どういう駆除法を具体的に考えておられるんでしょうか。

○染政府参考人 先生御指摘のセイヨウオオマルハナバチでございますが、これは、トマトを中心とした施設栽培におきまして労力の軽減やホルモン剤の代替などに大変大きな役割を果たしております。そういう意味で、農業利用上、極めて重要な位置づけであるといふふうに私も考えておる次第でございます。

するかといふ扱いにつきましては、生態系への影響を科学的な視点に基づきまして検証いたしますとともに、当該生物の利用や管理の実態等を十分に把握した上で、環境省と連絡をとりつつ、検討すべきものと考えております。

ただ、当面の対策といたしまして、当該生物の利用に当たりましては、技術指導通達を発出したしまして、飛散防止ネットの使用あるいは使用済みの巣箱の適正処理、この辺の施設外への拡散を防止するための適切な措置を講ずるよう配慮しているところでございます。

○鮫島委員 もう一度聞き直しますが、この導入したセイヨウオオマルハナバチは自然生態系には特に悪影響を及ぼしているといふふうには認識していないんですか。まあ、そういうわけがあるという程度ですか。あるいは、農林省にもたくさん昆虫の専門家がいますと私は思ひますが、このセイヨウオオマルハナバチが生態系に負の影響を及ぼしているかどうかという結論は、現時点では農水省としては得られていないということですか。

○染政府参考人 先ほど申し上げましたように、中央環境審議会におきましては、在来マルハナバチとの競合、あるいは野生植物の繁殖に対する影響が及ぶことが懸念されるといふふうな表現で御指摘を受けておるわけでございます。

いろいろな学会の御意見等も聞いてみますと、今申し上げたようなことにつきまして、賛意を、そういうことだといふふうに賛成を表する先生方と、必ずしもそうではないのではないかとといふような御意見もありまして、まだまだ意見は分かれています状況ではないかといふふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、今後、科学的知見を十分整理した上で、この辺のことにつきましてどのような扱いにするかということを考えてまいりたいといふふうに考えております。

○鮫島委員 ちょっとまだ意見が分かれている状態ですが、一応ネットを張ったり、外に飛び出さないような指導はするということですか。今の質問との関連で戻りますけれども、私は、

この法律の急所は二つあって、一つは、特定外来生物の判定、これをどういう立場の人がどうやるかといふのが大変大事だと思ひますが、今のセイヨウオオマルハナバチについても意見が分かれています、専門家の間で意見が分かれている。確かに、ある種の生態系の中で生物の相互作用は必ずしも定量的に全部明らかにしているわけではないから、私は、特定外来生物の判定というのは大変難しいと思ひます。

その意味では、この法文の中には、生物について専門的な知識を有する者といふような表現になっていますが、これは個人を指すんでしょ

うか、それとも生態学会とか組織を指すんでしょ

うか。○小池国務大臣 法案の第二条に、特定外来生物の指定について、主務大臣は、その生物の性質に

関して専門の学識経験を有する者の意見を聞くとして

いるといふことがございしますが、これは具体的に、関連する生物分類、それから生態系、農学などの幅広い分野の専門家の方から意見を聴取すること、これがベースでございしますが、その際

は、専門家の個人だけでなく、必要に応じて学会の協力を得るといふことも想定をいたして

おります。○鮫島委員 これまでも、行政は、いろいろな意味で、野党よりも学者の意見を尊重するといふ流れがずっと来ていますが、どの学者を選ぶかに

よってどうにもなるんですね。だから、このオオマルハナバチについても、影響ないぞ、ないぞといふ結論を出している人を引っ張つてくれ

ば、そういう結論になるし、これは諫早湾の干拓事業で、ブラックバスじゃなければいけません。行政がえさを投げればみんな食いつくわけ

です。○小野寺政府参考人 今のは二つありまして、一つは、在来マルハナバチとの競合、それから二番目が、みつをとる花を物理的に壊してしまつて、その植物を繁殖できないようにしてしまつて、その二点が専門家の指摘しているところだと理解して

います。○鮫島委員 これは、生態系に悪影響を及ぼして

ば、彼らは組織の命運がかかるから真剣にやるはずだし、意見の違う学者同士も熱い議論をするはずなんです。それを、個人を一本釣りにして、その人に裏で特別研究費をつけてあげるといふこれま

でのやり方は、私は、全然客観的な判定でもないし、学識経験者による判定とも言えないと

思ひます。○小野寺政府参考人 今のは二つありまして、一つは、在来マルハナバチとの競合、それから二番目が、みつをとる花を物理的に壊してしまつて、その植物を繁殖できないようにしてしまつて、その二点が専門家の指摘しているところだと理解して

とか、私は余り好きな方ではないんですけれども、特定外来生物や未判定外来生物に指定するかどうかについては、今後、生態系への影響について専門家の意見を聴取いたしまして、さらに情報収集した上で、政省令の指定に際して具体的に検討する、こういう段取りとなっております。

今、スマートフォンやタブレットとかいろいろ出てまいりましたけれども、国環研、国立環境研究所の方でもいろいろ実験をしております、インドネシア産のスマートフォンやタブレットと日本産のスマートフォンやタブレットの間で交雑した個体が生まれるというところもわかっておりますし、また、外国産ヒラタクワガタと国産ヒラタクワガタ、その交雑個体にも繁殖能力があるということでございますので、御指摘のように、外国種が入ってくると、それによってまた新たな個体が生まれてくるということになるかと思えます。いずれにいたしましても、政省令の指定に際して具体的に検討させていただきます。

〔委員長退席、長浜委員長代理着席〕

○田島(一)委員 あくまで、これを認可しているのは農水省だということにやはり非常に問題があるのかと私は思います。どうぞ、環境省でありますから、厳しい目で見ていただきたいと思います。そのことをぜひお願いしたいと思います。

次に、質問を変えますが、実は先日、五月十八日の朝日新聞の夕刊で、環境省がペット店の全国調査をしたという記事が掲載されていました。全国のペットショップ約三百七十店からの調査回答で、ちよつとこれも、千件お願いしたのに三百七十店でえらい少ないなと随分思つたんです。裏に何かうさん臭いがあるんじゃないかというような疑問も持ちましたわけですが、これら全国のペットショップ調査の中で、外来生物の販売状況、そして同じく、ペットショップとしてインターネットでやっているペットショップの実態調査について、どのような調査結果が出たのか、お示しをいただけますでしょうか。

○小池国務大臣 この朝日新聞の方に掲載されま

したペット店の全国調査ということは、これは動物愛護法の関係でどのような実態なのかということが主目的で調査をしております。ただ、特定外来生物について、飼育等の許可条件で報告を義務づけるなどのことによりまして、国内での流通を的確に把握をしてみたい、このようには考えております。

そして、外来生物の流通実態については現時点ではまだ十分な把握はできていないのですけれども、最近、多種多様な外国産の生物が販売されている、先ほども例がございましたけれども、こういったことについては承知をいたしているところでございます。ですから、今回の動物愛護法の関係での実態調査、それとまた別に、実態把握のための事例調査に平成十五年度から着手をいたしているところでございます。

今御審議いたしておりますこの法案の施行がされましてから、特定外来生物に限らず外来生物の国内流通の状況全般について一層の把握に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

〔長浜委員長代理退席、委員長着席〕

○田島(一)委員 せっかくこういう外来種の法案が出てくるのでありますから、環境省ももう少しこういうところにも気を配つて、せつかくやられるアンケートですから、こういう状況をやはりきちつと把握して、本当はこの法案成立に向けての材料として使われていけばよかったのにな、私だったらそうするのになというふうに思つたわけであり

ます。しかも、最近ではネット販売というのは、それこそ届け出義務というものがつかめておらず、実態把握が多分できていないと思えます。それだけに、こういったインターネットでの販売をしている業者に対してどのような取り締まりを、これから特定外来生物の取り締まりを効果的に行うことができるのか、非常に疑問に思うわけですが、これも、もしお考えがあるようでしたらお聞かせをいただきたいと思います。

○小野寺政府参考人 インターネット販売は特に把握と規制が難しい分野だというふうに思つております。それも含めて、昨年度から外来種を目的とした調査に着手したところでありますし、法律の規制と並行して、実態把握と、その抑制手法で何か効果的なものがないか、検討していきたいと思っております。

○田島(一)委員 ぜひスピードを上げてやっていただくとお願いをしたいと思います。

次に、リスク評価の期間等についての質問に移らせていただきます。

本法案では、未判定外来生物が生態系に被害を及ぼすおそれがあるかどうかを判定する期間を最大で六カ月というふうにしてあります。

御承知のように、北海道や神奈川県で発見されたアライグマの被害、これは発見から数年経過をしてその被害と爆発的な増加が見られました。このように、外来生物が生態系に被害をもたらす場合は、導入されて直ちに被害が出るというものよりも、しばらくの間は潜伏し、実際に被害に気づいたときはもう手おくれだというようなことが想定されます。それだけに、その判定は慎重に行う必要があります。それだけに、その判定は慎重に行う必要があり、判定期間は六カ月以内と特に限定せず、ある程度の判定期間の延長をできる仕組みというものを取り入れるなど、柔軟な対応をすべきだというふうに私も考えます。

どうして判定期間を六カ月と限定されたのか、参議院での議論もありましたけれども、改めて御答弁をお願いします。

○加藤副大臣 本法案は、生態系に係る被害を防止するための厳格な規制を課するものであります。して、本法の保護法益以外の公益や私権、そのバランスを慎重に図る必要があると思えます。

こういった基本的な認識と同時に、今御指摘の点になつてくるわけでありまして、未判定外来生物が生態系等に及ぼす被害の有無については、主務大臣が専門家の意見などを聞いて判定する、そういうことに考えております。

ただ、判定に当たりましては、専門家による外

国文献の収集、分析、あるいは海外の専門家との意見交換、あるいはパブリックコメント手続、それから輸入規制に係るWTOに基づく通報手続、そういったものなどに要する時間が必要になるわけでありまして、これらにかかる時間などを考慮しても、六カ月間ぐらいが適切な判定を行うために妥当な期間であらうというふうな考えであります。極端な対応を図つていこう、こういった考え方になつていくわけでございます。

○田島(一)委員 その六カ月という期間の中で危険性が証明できない場合、そういう外来生物については輸入を認めるといふようなことにでもなるものなら、今後大きな問題を引き起こすのではないかとこのように私も考えます。

参議院の議論を見ても、多分これは何度やっても同じような結論にならうかというふうにも思いますが、ただ、本当にこの六カ月というのが逆に足かせになつて、慌てて輸入を認めてしまったというふうなことで問題が引き起こつたときは、環境省が責任をとるといふふうに私どもは理解をしてよろしいでしょうか。

十分そういった面については機敏に対応すると同時に、慎重な議論も踏まえながら考えていかなければいけない、このように考えております。

○田島(一)委員 わかりました。続きまして、重要管理地域の指定についてお尋ねをしたいと思います。

中環審の答申の中で、「外来種対策に関する措置の在り方」の「制度化に当たり検討すべき事項」の中には、生物多様性の保全上の重要な管理地域に関しては別途特別な外来種対策が必要というふうな記述をされています。しかし、本法案においては、この重要管理地域の指定及び当該地域における外来種対策を講ずるための施策というものは残念ながら見送られてしまいました。

どうして見送られたのか、その理由をお聞かせいただけますと、あわせて、固有種それから希

少種が数多く生息し、生物多様性保全上の重要な地域、例えば小笠原諸島であるとか南西諸島、そういう地域における外来種対策について、具体的に政府はどのような方策を講じられるのか、お答え願います。

○小野寺政府参考人 今回の外来種法は、外国から入ってくるものを専ら取り締まるということを目的にするというのが考え方であります。その上で、国内移動のものについては既存の保護法制度、具体的には自然公園法とか鳥獣保護法になりますが、その中で対応が可能だし、場合によっては充実強化をして対応することが法制度上合理的であるという判断に立ったというふうに考えております。

それから、御指摘の奄美、小笠原について、これまで既に国や関係機関によって、マングース、アカギというのは植物でありますけれども、ノヤギなどの駆除を進めておるところであります。これを引き続き推進したいというふうに思っておりますし、また、重ねてになりますが、自然公園法の政令改正をするということも今事務的に準備中であります。こういう既存の制度を使つて的確に対応してまいりたいと考えております。

○田島(一)委員 せっかく小委員会の方でも適合する候補地まで示されたわけですから、本当ですと、指定ガイドラインみたいなものをおつくりいただいて、その思い入れというものを具体的にやはりあらわしていただきたいというものが私どもの思いであります。

ちよつと質問の数が多いので、先を急がせていただきます。

次に、特定外来生物、未判定外来生物の輸入規制についてお尋ねをしたいと思ひます。本法案の最大の問題点というふうにも私どもは考えておりますので、参議院での議論もございましたが、改めて確認の意味でお尋ねをいたします。

この輸入規制は、外来生物を幅広く指定することで、外来生物の輸入が限られるホワイトリスト方式に近い運用が可能ではありますけれども、一

方では、特定外来生物及び未判定外来生物を限定して指定することで、指定されない外来生物が自由に輸入されてしまう、いわばブラック方式にも運用が可能であります。

四月八日の参議院の環境委員会で副大臣が、未判定外来生物は、「特定外来生物と生態的特性が比較的似ている生物の中から、生態系等に被害を及ぼす疑いのある生物を一定のグループごとに選定することを想定している」と答弁をされていま

つまり、特定外来生物と似た生物グループにいわば限定して輸入を規制することであり、よくわからぬ未知の外来生物にむしろ通行手形を公に発行してしまうような、そんな法律として運用される危険があるやに感じております。

こうしたブラックリスト方式による運用で、外来生物を規制する法律どころか、逆に未知の外来野生生物輸入促進法として誤った方向へ進む危険性があるのではないかとこのように感じますが、大臣、どのように御理解していらつしやいますか。

○小池国務大臣 その御懸念はないと思ひます。まず、いわゆるホワイトリスト方式でございますけれども、生態系に影響がないということが明らかに生物をまず指定する、これ以外の生物の輸入などは原則認めない、こういう方式でございます。

この法案でございますが、生態系などに被害を及ぼすか、または及ぼすおそれがあるという外来生物を特定外来生物として定めて、そして、特定外来生物と生態系が似ているグループに属します外来生物について、未判定外来生物としてその種属であるとか科などの単位で指定をして輸入制限を行うこととしてゐるわけでございます。

つまり、この法案におきましては、生態系などに対する影響があるもの、あるいはそのおそれのあるものについては、幅広くかつ迅速に規制の対象とすることが可能な仕組みである、このように考えております。

○田島(一)委員 先日の岩槻参考人が、ブラックリスト方式による運用を一概には否定できないといったような趣旨の発言もございました。本当に、解釈一つではこれはちよつとやばいんじゃないかなと私も思つております。

五年後に見直すなんてこともお考えなのかもしれないけれども、この幅広い運用についてのコメント、たしか十五日、小野寺局長も答弁で、「グ

レーの種については運用上広く特定、未判定を取ることによつて基本的には回避されるというのが我々の考え」というようなコメントをなさつていらつしやいます。その一方で、先ほど副大臣の御答弁も引用したんですけれども、一体それが政府の方針なのか、非常にあいまいに感じてしま

うわけであります。

参議院での答弁を見てみると、それぞれの方のおつしやつてゐることが随分温度差があるように思ふんですけれども、もう一度きちつと整理をできる御答弁をいただけないでしょうか。

○小池国務大臣 今御答弁させていただいたのが最終的な答弁でございます。衆参のそれぞれの答弁の違いというのは、時間軸のとらえ方であつて、何ら変わるものではないと考えています。

○田島(一)委員 この議論をずっとやつていたら、あと一時間ぐらいあつても足りないと思ふんですけれども、わかりました、今大臣がおつしやつたことが基本だというふうに御理解をさせていた

だいて、この先進めていきます。

次に、輸入者に対するリスク評価の部分なんですけれども、未判定外来生物を輸入しようとする者は、種類その他の事項を届け出ることになっております。みずからの責任において生態系等の被害に係るリスク評価資料を提出するということには残念ながらなつておりません。

遺伝子組み換えの生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律では、開発者または輸入者等に生態系影響評価表というものを作成し、主務大臣の承認を受ける義務というものが課せられております。なぜこの法案ではリスク評価に伴う

資料の提出というものを義務づけられなかったのでしょうか。

例えば、申請に伴う手続処理の費用、何よりも審査の費用など、どうして国が負担をしなければならぬのか。一部の輸入者の経済活動のために国がそれを肩がわりするというのは何かおかしいというふうに私も考えるんですが、いかがでしょうか。先日の吉田参考人の御意見等も踏まえて御答弁をいただけたらと思ひます。

○加藤副大臣 これは、未判定外来生物を輸入しようとする者に対しては、本法案に基づく届け出手続の中で、未判定外来生物の種類に関する情報のほか、その生態特性に関する情報などを提供することを考えているわけであります。ですから、輸入者にも一定の負担を課すということになるというふうに我々はとらえているわけでござい

ます。

しかしながら、その生態系に係る被害防止を図るのは一義的には国の役割でありますし、未判定外来生物が生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かは、やはり専門性あるいは公平性の観点から主務大臣が判断すべきものと考えているわけでございます。

ですから、提出する方々がみずから評価したアワスメントのような形になつてはいけないということも考えながら、そういう懸念を排除することに基づいて考えている部分もございしますので、こういう面についての御理解もぜひいただきたいと思ひます。

○田島(一)委員 先日の参考人の意見をお聞きした中では、吉田参考人が、ニュージランドでは三十万円という申請費用を取つてゐるということをお紹介いただきました。このことによつて、ニュージランドでは外来生物の輸入の試みが、輸入が随分激減したというふうにも聞いております。

果たしてこの日本で三十万円という費用が適当かどうかは議論が必要なのところかもしれません、それなりにこの申請者に対して費用負担を課

すことによつて、実質的な防除効果もしくは輸入に対するハードルというものを設定することによつてかなり効果が期待できるのではないかと、うふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤副大臣 今申し上げましたように、そういう情報等に関してあらゆる努力して、最大限努力していただいて関連の情報を出すこと、それ自体が私たちは費用というふうに考えているわけでございますので、改めてこういった点についての御理解をぜひいただきたいと思ひます。

○田島(一)委員 輸入業者がどれだけの情報収集ができるか、学者等でもなかなかわからないようなものを本場に情報収集として行い、また提出できるかどうか、それは本場に基た疑問でもあります。水かけ論になりそうなので、今の質問についてはもうこの程度にとどめさせていただきたいと思ひます。

次に、新たな科学的知見の充実が図られた場合の対応についてお伺いしたいと思います。

輸入が許可された日以降における新たな科学的知見の充実等により、生態系等に被害をもたらすことが明らかになった場合、その輸入、飼養等の中止を命じるということ、私はこれが適当だとうふうに思うんですけれども、いかがお考えですか。

○小野寺政府参考人 考え方としては、明らかになつた段階で特定外来生物のリストに載せる、それをできるだけ速やかにやるということだと思ひます。

○田島(一)委員 リストに載せるということは、輸入とかはもう中止の命令を下すというふうに理解してよろしいでしょうか。

○小野寺政府参考人 時間的な問題があります。手続を経なければいけませんので、にわかに発効できるということにはならないと思ひますが、できるだけ速やかに規制が及ぶようにするということです。

○田島(一)委員 その規制というのが輸入、飼養

の中止だというふうに理解をさせていただきま

す。では次に、特定外来生物の防除につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

防除を行うに当たっては、中環審の答申でも記述されているように、関係行政機関、専門家、そして利害関係者等、それからまた地域の関係者の合意形成を図る仕組みが必要だというふうに思ひます。

政府は、この防除に関してどのような合意形成を図られようというふうに考えているのか。大臣

は、関係都道府県の意見を聞いて、対象となる特定外来生物の種類、それから防除を行う区域、期間、それから防除の内容等を定めて公示しなければならぬというふうに規定されていますけれども、政府のこの合意形成に係るお考え方を聞か

せうござい。○小池国務大臣 合意形成については大変重要だというふうに認識をいたしております。実施状況のモニタリング、そして関係者間の合意形成、これについて可能な限り実施する方向で今後検討していきたいと思っておりますし、また、その旨については基本方針に盛り込んでいく考えであります。

○田島(一)委員 やはり現場の声というものが一番大きな指標になろうかというふうに思ひます。

どうぞその辺、漏れであるとか抜かり等がないように、しっかりと基本方針をお酌み取りいただくように御配慮いただきたいというふうに思ひます。

次に、先ほども質問にも上がっておりますけれども、特定外来生物指定前からの飼養の外来生物の取り扱いについてお尋ねをしたいと思ひます。

本法律案は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するということになっております。施行前から特定外来生物をペットとして飼養している者は、指定前に当該生物を遺棄、放出する可能性が想定されます。例え

ばカミツキガメであるとかアライグマなどは、個体登録が行われる前に野外に放つ人がふえるのではないかと、うふうに危惧しております。

本法律が通つたがゆえに、逆に国内で飼われていた外来生物が一挙に放出され、かえつて我が国の生態系が攪乱される可能性すらあるのではないかと、思ひます。いかがでしょうか。例えばニュージーランドで、あらかじめ受け入れ先としてのシエルターを用意するとか、そういった受け入れ体制を事前に整備して臨むべきだというふうに思ひますけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○小野寺政府参考人 既に飼っているペットが特定外来生物に指定された場合には、そのような問題が非常に危惧されるのであります。

したがつて、一定の施設、管理が可能な者については許可をするということにしたいというふうには考えています。一方で、御指摘のような懸念も考えられるところであります。

あわせて、同時並行的でありますけれども、国が、そうならもう飼ひ切れない、そんな立派な施設をつくれぬというふうな人に対しては、あつせんのためのネットワークをつくるなり、直接紹介をするなりということもあわせて検討したいと思っております。

○田島(一)委員 この罰金額だとかを見たときに、恐らく飼っている人たちはもうびびっちゃつて、絶対に逃がすというふうには私たちは想像するんです。そうなつてからでは手おくれなんです。逆に、外来生物の被害を防止しようという法律だったのが、それを助長することにもなりかねない。そこところの対策をしつかり立てておかないと、本当にとんでもないことになると思ひます。

例えば、どういう形で広報活動をしていくのか、もしくは飼ひ主の放出に対して何をしなきゃいけないのか。例えば、飼ひ主の方々がどうして逃がすのかというその原点にやはりもう一度立ち返らなきゃいけないと思うんです。自分がずつ

とかわいがつていた動物、けれども、とてもじゃないけれどももうこれ以上飼えない。では、どうすればいいか。

アメリカなんかでは、自分の目の前で飼ひ犬をずどんと撃つちゃつて処分して、それで引越していったりしている現状があるわけですよ。でも、日本人にそのようなことはさせるわけにもいかないし、できないでしょう。だから、自分の力で生きろよといつて、みんな逃がしていくんです。だから、今こうやつて被害がどんどんどん大きくなつてきている。

ということは、そういったシエルター等ですつかりとした体制を整え、そして、苦痛を伴わない殺し方をするんですよということを、より多くのペットの飼ひ主とかに広報していかなくちゃいけないと思ひますけれども、そういうことも踏まえて体制を整えていかないと、この法施行間際で一斉に逃がし出すということは本当に心配されると思ひますが、もう少しその辺に対して誠意あるお答えをいただけないでしょうか。

○小野寺政府参考人 動物、野生生物保護、ベツトの扱いというのは、先生がおっしゃつたように非常に人間の感性そのもの、あるいは文化と非常に深くかかわっている部分があつて、我々のように自然保護をずつとやってきた人間からいいますと、特に鳥獣野生生物に関して言うと、科学的な判断をするということ、情緒的にかわいいのでちよつと目の前で殺したりなんかするのは嫌だということ、実はかなり大きな混乱の原因になつている面があるというふうに思ひます。

かわいいということは素直でありますし、そこは大事にすべき人間の感性だというふうに思ひますが、それが実際には、もうちよつとリアルな調整を現場が行う場合には、しばしば合理的な判断ができない結果になつてきたということも一面で否定できないんだと思ひます。

そういうことをあわせて考えていく中で、我々が考えております科学的、かつ、この辺がまあ行政というか、つらくてもやらなきゃいけないこと

だよということは、一方でしつかり説明しながら、ただ同時に、先ほどの御質問にもあつたように、あつせんのためのネットワークなり仕組みなりというのを、行政としてはその責任の中で検討してつくっていくということが重要だと思つております。

○田島(一)委員 あつせんの仕事、ネットワークとおっしゃいましたけれども、あつせんというのは、受け入れる人があつて初めて、その取引といひますか、移動が可能になるかと思うんですね。では、その受け入れ先というのが本場にあるのかどうか。例えば、カミツキガメなんて、この動物園だつてもう受け入れられませんかと言っているんですよ。にもかかわらず、カミツキガメをまだ飼っている人がいるんですよ。では、その人が逃がしたら、一体どこにあつせんするんですか。

そのあつせん先が全くないような状況、もう飽和状態の中で、それにもかかわらずあつせんします、そのネットワークをつくりますといつても、これはどう考へたつて限界があるような気がするんですよ。でも、もう一度、そのあつせんとおっしゃるその先のことをお答えください。

○小野寺政府参考人 必要に応じて殺処分ということも考へる必要があると思ひますし、動物愛護なりの考へ方からしますと、できるだけそういうことにならないように、欲しい方と逃がしたい、管理できないという人がいれば、その間をむしろ国なり行政が前面に出してお世話をするというのが基本的な考へ方ではないかと思ひます。

○田島(一)委員 わかりました。

やはり一時保護的なシェルターというものを一定用意しておかないと、なかなかそのタイムラグを埋めることは非常に難しいかと思ひます。どうぞその辺については、この先問題が必ず起こってくると思ひますので、そういうことのないようにくれぐれも十分な対策をしてくださ

い。

次に、地方公共団体等に対する防除費用等の補

助についてお尋ねをしたいと思います。

防除を行うには、事前の調査も含めて相当な経費が必要になるかというふうに思ひます。本法案においても、防除費用を担保する予算措置というものが十分に講じられているのかどうか甚だ疑問であります。

平成十六年度の予算の中でも、移入生物対策費として計上されているのはわずか一億三千二百万円でありまして。政府主導で防除を行うこの予算額で果たして十分な予算措置が講じられるというふうに言えるのかどうか。私は、とてもじゃないけれども足りないというふうに思ひます。

地方公共団体においても、特定外来生物の防除を行うには国からの経費の補助が必要で、NPO等が防除を行うについても、それはもう費用的なことから考へたら非常に困難なことでありまして。国内の生態系の被害の防止は広域行政でやらなければならぬものでもありますし、国が責任を持つて防除計画というものを策定し、必要な経費を負担しつつ、地域の実情というものをしつかりと見て、都道府県が防除の実施を行うのが何よりも適当だというふうに思ひますけれども、どのようにお考へでしょうか。

○小池国務大臣 防除の費用、地方公共団体に対してはいわゆる補助ということになるんでしょうか、要望があることはよく認識をいたしております。

また、政府の方も、人員、予算についても適切な増員、増額が必要かと考へております。一億三千万というのがその前は八千万だったわけでございます。ぜひ、予算のシーズン、与野党の皆様方、大いにこの点でも御支援をいただきたい、このように思ひついでいるところでございます。

○田島(一)委員 私、先日、奄美へお邪魔をしてマングースの駆除の現場を見てまいりました。関係者が一様におっしゃるのは、もう予算がないというところばかりであります。おおよそ概算的なんですけれども、奄美大島でマングースを完全に駆除するためには、恐らくこの先十四、五年はかかる

だろうというふうに専門の方からも意見を聞きました。では、十四、五年間、一年間ぐらいで大体幾らぐらいかかるんだろうかというふうな話をしましたら、二億円ぐらいは必要でしょうねというお話であります。十五年間掛ける二億円、これだけの予算を確保しなければ、この法律は全くざる法にしかないというのを私は痛切に思ひました。

この予算を確保する自信と覚悟がおりかどうか、大臣、もう一度覚悟のほどをお聞かせください。

○小池国務大臣 ぜひとも、野党の皆様も御支援

いただきたいと思ひます。

○田島(一)委員 私どもは精いっぱい応援しますよ。大臣としての覚悟を聞いているんですよ。その辺をお聞かせください。

○小池国務大臣 ぜひとも、皆さんの御支援を得て頑張りたいと思ひます。

○田島(一)委員 頑張りましょう。やはり、大臣としての自覚をもうこれ以上にお願ひすることはございませぬ。

次に、非意図的な外来生物の導入についてお伺いをしたいと思います。

この外来生物、先ほども話がありましたけれども、必ずしも意図的に導入されたものばかりではございませぬ。人や物資に紛れて、非意図的に昆虫であるとか植物がかなり導入されております。アルゼンチンアリであるとかセアカゴケグモ等はもう非常に有名でありますし、また、イッカクモガニとかムラサキイガイなんかはバラスト水に混入して随分入つてきております。

参議院の環境委員会、大臣が、外来生物の非意図的な導入についても、その導入経路、生息状況の調査を行う、また、港や空港などでの通報協力、の検討を行う、防除措置の検討を行うというふう

に前向きな御答弁をされてまいりました。

調査をそれ以降されてこられたのかというふう

に思ひます。この先どのような措置をおとり

になられるとお考へなのか、お聞かせください。

○加藤副大臣 今の御質問でございましてけれども、目的を持つて意図的に持ち込まれるのではなくて、人や物資に紛れて持ち込まれる特定外来生物、これについては、輸入や買うことなどの行為が伴わないために、やはり直接的に規制するということとはなかなか難しい、困難である。しかしながら、こういった面については、非意図的な導入の場合についても、やはり生態系等に対する被害を生ずるおそれがあるわけでありまして、十分な対応が必要であるというふうに考へているわけ

でございます。

このため、先ほど委員の方から紹介がございましたけれども、導入経路や生息の状況についての調査、そういったことも今後行つてまいりたいと思ひついでいますし、あるいは物資の運搬など非意図的な導入が生じやすい場所、先ほど空港の話も出てまいりましたけれども、その関係者に対しては、外来生物を発見した場合の通報などについても協力を求める、そういった検討をやつていかなければいけないというふうに考へているわけでございます。

こういった調査を含めまして、被害が確認された場合については、速やかに防除等の措置を検討していかなければいけない、こんなふうに考へているわけでございます。よろしくお願ひいたします。

○田島(一)委員 多分、まだ調査等は行つていらつしやらない、この先のことだろうというふう

に、ちよつと残念なんですけれども、ぜひ速やかな調査と、それから対応策をとつていただくように切にお願いを申し上げたいと思ひます。

次に、他の動植物関係法令の罰則との整合性についてお尋ねをしたいと思います。

本法案の三十二条において、許可なく特定外来生物の飼養等をした者や主務大臣の措置命令に違反した者は、三年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金、また、法人の代表者または法人の違反行為については一億円以下の罰金を科すというこ

と、これは、これまでの動物関係法令の罰則より随分高く設定をされました。

一方、種の保存法における希少野生動植物の譲渡などの規制違反や国内希少野生動植物種の個体等の輸出入規制違反に対する罰則、これはいずれも一年以下の懲役または百万円以下の罰金であり、もう一つ、鳥獣保護法においては、輸入規制違反に対しては一年以下の懲役または百万円以下の罰金というふうに非常に軽くなっております。動物愛護法に至っては、愛護動物を遺棄したら、わずか三十万円以下の罰金に処されるのみというふうになっております。

余りにもこの罰則の差があるかというふうに思うんですけども、その他の動物関係法令等についても、本法律案と同等の処罰内容を検討しなければならぬというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○小野寺政府参考人 外来種法の罰則は、これまでの自然保護関係の法制度の中では相当強いものであるというふうに、案をつくった我々も感じております。

御指摘のその他の法令についてどうするかというのは、実は、法律が何を目的として、効果が、社会的利益が何を得られるかということとの関係の中で、一概に、どの法律も一律横並びで、外来種法が突破口を開いたのでこのレベルに合わせるということを上上げるのは適当ではないと思いますけれども、おおむねその方向で、厳しい方向に推移するのではないかとこのように考えております。

○田島(一)委員 御苦労いただいた御答弁でありましたけれども、法律によってその罰則の差がこれだけ大きく開いてくると、当然抜け道みたいなものを探る悪徳業者、悪徳者みたいなものが出てくる可能性がやはりあります。罰則を強化すればすべて事が片づくとは当然私も思っておりませんが、関係法令で大きくこの差がつこうとしているこの状況をどうぞ十分に勘案していただいて、他の法令、法律の罰則内容の見直しに着手していただきたいと思います。

だきたいと思いますが、再度、確認の答弁をお願いします。

○小野寺政府参考人 先ほど申し上げました法律の目的、それによって得られる社会的利益を勘案して、今後の検討課題とさせていただきます。

○田島(一)委員 期待をしております。

次に、財務省にきょうはお越しをいただきましたので、税関職員の体制強化につきましてお尋ねをしたいと思っております。

特定外来生物等の輸入規制の実効性を高めていくためには、まず通関時における監視体制の充実が非常に重要になってくるかと思っております。一たん国内に移入された外来種を排除するよりも、水際の移入、侵入を防いだ方がその排除効果というものが非常に高く、費用の面でもすぐれているかというふうに思います。

そこで、外来生物の移入に対して、税関職員等の研修の強化、また税関と環境省及び専門家等との連絡体制の整備、識別情報のデータベース化、輸入時の監視体制を強化するといった必要があるかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

財務省、お答えをお願いします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。この法案で規定されております特定外来生物、これは主務大臣の許可を受けた者でなければ輸入することができないこととされておりますし、また、外来生物の輸入に際しましては、一定のものを除きまして、外国政府、外国の政府機関が発行した証明書等の添付が求められております。税関におきましては、関税法第七十条の規定に基づきまして、当該証明書を確認することになるわけでございます。

財務省、税関といたしましては、こうした業務に的確に対応すべく、税関の人員及び予算につきまして、今後の業務量を見きわめた上で適切に対処いたしますとともに、税関職員の専門知識の向上につきましては、今御指摘のありました研修でありますとか、あるいは環境省等と連携しながら、規制されることとなる外来生物の識別情報を

含めまして、外来生物に関する資料等を例えばデータベース等の形で整備してまいりたいと考えております。

また、関係行政機関、専門家等との連携につきましては、環境省と税関の担当者間の連絡体制を整備いたしまして緊密な連携を図るとともに、環境省等と連携いたしまして専門家の知見等を活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、税関といたしましては、今申し上げたことを踏まえまして、外来生物に係る輸入規制の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田島(一)委員 長々とどうもありがとうございます。

実は、参議院の環境委員会でも草刈参考人が、

ニュージランドでビーグル犬がこの水際の防止に一役を買っているという御紹介をいただきました。日本でも今、麻葉犬としてラブラドルとかが活躍していると思っておりますけれども、いわゆる生肉とか生き物に対して非常に嗅覚の高いこのビーグル犬が、水際防止に一役を買っているというふうに聞いたんです。だからといって、すぐ日本で導入しようというのはなかなか難しいかもしれませんが、一定、こういった導入例等を参考にしながら、今後、日本でも、水際で税関職員の嗅覚に頼るわけにもなかなかいかないというふうにするべきだというふうに思うんですが、ビーグル犬の導入について調査研究を進めるお考えはありますか、どうか、簡潔にお答えください。

○藤原政府参考人 今ビーグル犬につきましてお尋ねがあったところでございますけれども、農林水産省からは、オーストラリアあるいはニュージランド、アメリカ等におきまして動物検疫上の観点から検疫犬が導入されていることを承知しており、外来生物の摘発にも検疫犬が活用できるという情報等があれば、農水省としまして関係機関に提供する用意があると伺っております。

財務省、税関といたしましては、これも踏まえ

まして、外来生物に係る輸入規制の実効性をどのように確保していくかにつきまして、環境省等と相談、連携しながら実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○田島(一)委員 ぜひよろしくお願いをいたします。

時間もなくなってきました。最後に、国の防除行為が招く環境破壊の可能性について、大臣にお尋ねをしたいというふうに思います。

防除によって、在来種への被害というものが逆に国にとつて新たな問題として引き起こす可能性があるというふうには実は考えます。生態系に既に組み込まれた移入種の駆除を安易に行うと、むしろ逆効果が生じる可能性がある、そんな報告もいただいております。

日本生態学会が発行している「保全生態学研究」に掲載された「群集動態を考慮した生態系管理の課題と展望 奄美大島における外来種問題の事例」という論文を引用させていただくと、アマミノクロウサギを保護するために移入種のマングースを駆除すると、移入種のクマネズミがふえて別の悪影響を生じさせる可能性があるという例、ほかには、移入種のブラックバスを駆除すると、移入種のアメリカザリガニがふえて、逆にそのことで水草が減り、トンボが減るといふ可能性がある、そんな例を指摘していらつしやいます。

こうした移入種対策が生態系をさらに攪乱することになれば、この法案が持つ本来の目的というもの本末転倒になってしまうような気がいたします。国の防除に対する評価システムというものをはやりここで急いでつくっていかねければ、防除に伴う生態系破壊を行ってしまう可能性がぬぐえないというふうに思います、いかがお考えでしょうか。

○小池国務大臣 今御指摘がありましたような副次的な影響については、専門家の意見を聞きまして事前に検討して、そして適切に防除を進めていく必要がある、このように考えておりますので、その旨については、特定外来生物被害防止の基本

方針などで明らかにしてまいりたいと考えております。

○田島(一)委員 もう質問終了の時間が参りました。

最後に、この法律を通じて、この先、日本での防除が本当にきちつとなくなるといふふうに確信ある決意を大臣から一度お聞かせをいただきたいと思うんですが、それをぜひ承りまして、この先の審議を終わらせていただきたいというふうに思っております。

○小池国務大臣 まずは本法案をぜひとも通していただきたい、このように思っているところでございます。

○田島(一)委員 お願いで終わりましたけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小沢委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 まず、本案とは若干外れますけれども、地球温暖化の現状について、冒頭お伺いしたいと思います。

最近の新聞記事等を見ますと、地球温暖化の我が国の目標の達成はなかなか厳しい、こういう記事のオンパレードでありますけれども、このこと、十八日に政府の会合、また審議会の合同会議もあつたようでありますけれども、この件についての大臣の現状の認識とこれからのお考えと、お伺いしたいんです。

それと、これは新聞記事でありますけれども、大臣が、今回の会合、これは政府の会合でありますけれども、「温暖化対策税を含む大胆な追加対策検討のキックオフになった」、こういう記事が一紙だけ出ておりましたけれども、その点もあわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

○小池国務大臣 このところ、報道でもされておりますように、二〇〇二年度の我が国の温室効果ガスの総排出量が九〇年度比で七・六％増加していることになりまして、さらに増加の量がふえてきているというところでございます。京都議定書の六％削減の約束を達成するためには、マイナスの分

とプラスの分を合わせまして、また吸収源対策を含めまして一三％強の削減が必要ということで、残念ながらハードルは高くなる一方でございいます。

今、中央環境審議会が地球温暖化対策推進大綱の評価を行っている最中でございましてけれども、その結果として、現在の対策のうちで確実に削減量を見込めるもののみを前提いたしますと、今後精査することになる暫定値ではございまして、二〇一〇年における排出量は、九〇年の排出量から四％程度の増加ということになります。これを吸収量も勘案いたしますと、六％削減約束の達成のためには追加的な対策が必要である、このように評価されているところでございまして、万全を期すべく、新しい追加的な対策の検討を行っていく必要があるかと考えております。

審議会の方では、今後、追加対策の検討を進めることとしておりまして、その結果を踏まえまして、政府全体として、今やっている対策の実効性を高めるということと同時に、さらに実効性のある追加対策を導入するというところで、議定書の削減約束の達成は確実なものとしたしたい、このように思っております。

せんだつてのキックオフの会合というものは、これは地球温暖化対策推進本部でございまして、総理の御指摘を踏まえて、各省が連携をした取り組み、そしてまた政府としての率先した取り組みを進めてまいり、その意味でのキックオフでございいます。

○石田(祝)委員 それでは、本題に入りたいと思ひます。

今回の法律の、特に目的で何点かお伺いをしたいんですけれども、特にその中で第一条のところでありますけれども、ここで「生物の多様性の確保」また「人の生命及び身体保護」、これはよくわかるんですけれども、ここでは「農林水産業の健全な発展に寄与する」、こういう文案が入っているんですね。これは農林水産業という業という形で書かれておりますけれども、これは、業として

行っている組織とか人、こういうものを保護する、こういう意味なんでしょうか。

○加藤副大臣 海外から導入される外来生物の中には、生態系や人の生命、身体に被害を与えるだけではない、アライグマのように農業に被害を出している外来生物がいるわけでありまして、その問題点が指摘されているところでございまして、いわゆる農業被害ということになるわけでありまして、これは、本法案の中では、特定外来生物による被害を防止するための対策を行うことを通じまして、結果として農林水産業の健全な発展に資すること、これが目的である、そういうとらえ方をぜひいただきたいと思ひます。

○石田(祝)委員 それでは、ちよつとさらにお伺いをしたいんですが、今回、外来種の被害という形で、それを防止することによって「農林水産業の健全な発展」と。私どもはここをちよつとこだわっているのではありませんけれども、こういう形になっておりますけれども、これは、ちよつと見方を変えてみますと、この法律そのものが、外来種からの被害を防止する、こういうことでありますから、それは今回の法律としては、そういう書かれ方は当然でありますけれども、本来、この農林水産業の被害という形に考えてみますと、これは外来種というよりも、いわゆる在来の鳥獣被害の方

がもつともっと大きいんじゃないか。

この被害についてももっとしっかりと取り組んだ上で、なお外来種の被害についても、私はこれが本筋だろうと思ひますけれども、これは、在来種による被害と、また鳥獣保護の観点から少々お聞きをしたいんですけれども、この在来、外来、こう分けられれば分けて教えてもらいたいですけれども、鳥獣による被害の現状、これについてはどういふふうになっておりますか。

○小野寺政府参考人 鳥獣被害は高い水準で、どちらかという横ばいで推移しているというふう

に思っております。

例えば、イノシシなどの在来の獣類による被害額というのは、年間で全国ベースで百二十億円程

度というのが我々が把握している数字であります。このために、十一年に鳥獣保護法を改正しまして、被害を及ぼしている鳥獣を計画的にとれる仕組みというのをつくっております。例えばイノシシについて言いますと、現在で三十七道府県、五十七計画が策定されておりますし、二十府県、二十一計画の策定を予定しているところであります。

鳥獣の被害対策に関して言えば、計画的な対応が一つでありますし、だれがとるという問題もあつて、これは狩猟免許を持つている人が実は実数が減つてきております。それが問題の大きな原因にもなつておりますので、狩猟者をどう確保するかということについて、税制改正の要望もしておりますし、また、新しい仕組みをつくるべくいろいろな検討をしているところであります。

さらにもう一つの要件は、被害を防ぐには、例えば防護柵を整備するというようなことも有効な手段であります。これは農水省が中心でありますけれども、関係省庁と議論をしながら、その対策も進めてまいりたいと思ひます。

○石田(祝)委員 ちよつと局長、お伺いしたいんですが、農林水産業、特に農林業だと思ひますけれども、この鳥獣被害、在来種といわれる外来、今回、目的で農林水産業の被害を防止する、こういう書き方をしているんですけれども、これは漠とした数字で、在来と外来というのとはどちの方が、何対幾つぐらいの被害になるんですか。

○小野寺政府参考人 在来種の農林被害については、ある程度数字、今申し上げましたようなものがあるんですが、外来種の被害については、定量的なものは今のところ持ち合わせておりません。しかしながら、現状の中で推定するに、被害金額の積み上げという意味では、今現在の外来種による農作物被害というのは、ちよつと問題にならないぐらい低いのではないかと思ひます。

○石田(祝)委員 ですから、これはこの外来種を、生態系の観点もあるので、農業被害だけではありません言えないんですけれども、やはりこの目的

のところに農林水産業、こういうことで書かれておられますので、今回の法律を一つの契機として、在来種の鳥獣被害、これについても、私のところなんかに来るのは、やはりイノシシ、猿、シカです。そのほかのもので言われたことはありまんで、ますますひどくなっているというのが現状なんです。ですから、こういう形で外来種を一つのでこにして、いろいろな生態系を守るとか農林水産業の健全な発展に寄与する、こういう形であります。今回のことを一つのきつかけにして、在来種による被害も、これはしつかりと取り組むべきではないか、こういうふうには思っております。

それで、今回、今局長の御答弁にありましたけれども、外来種による被害は問題にならないぐらい低い数字だろう、こういうお話でありましたけれども、実は規制することによって、逆に農林水産業に、ある意味で言えば、現状においてはマイナスの影響が出てくる、こういうものも私はあるうかというふうには思っております。

特に、今お触れになった方もいらつしやいますけれども、温室でトマト、またナス、そういうもののに対する受粉の際に使用されているセイヨウオオマルハナバチ、この件でちょっとお伺いをしたいんですけれども、現在、このハチを使って受粉等をさせている対象作物、また使用数量等はわかりますか。

○染政府参考人 セイヨウオオマルハナバチは、約二千七百ヘクタールの野菜施設でトマト、ナスなどの受粉作業に利用されております。特にトマトの施設栽培、これは約八千ヘクタールございまして、この施設栽培におきましては、その三割の二千六百ヘクタールでセイヨウオオマルハナバチが利用されているという現状でございます。また、出荷数量は、果箱数で平成四年で約二千五百箱程度であったものが、平成十五年には約七万箱に増加しております。

先生御指摘のように、セイヨウオオマルハナバチは、トマトを中心とした施設園芸にお

きまして、労力の軽減であるとか、あるいはホルモン剤の代替等到大変大きな役割を果たしております。そういう意味では、農業の利用上極めて重要なものだというふうには私も考えております次第でございます。

○石田(祝)委員 ですから、先ほど小野寺局長の御答弁では、いわゆるセイヨウマルハナバチという外来種、これを含めてのお話だろうと思っておりますけれども、農林水産業に対する被害は比作物にならないぐらい小さいと。そういう中で、現状、中央環境審議会でも、このハチについて、いろいろと在来種に影響がある、こういう指摘も、もう名前を挙げて出されておりますよね。

そういう中で、この第一の条の目的で、「農林水産業の健全な発展に寄与する」、こういうところから、方の中で、規制をする方がプラスになるのか、逆に、規制することによって、現状、そういう業に従事している人たちが受けている、享受している利益、こういうものを考えたとき、これはたちまちあしたから、これは外来種だからだめよ、こういう形で割り切っていくのかどうか。ここは私は大変大事な問題だろうというふうには思っております。

現実、七万箱ですか、それだけ使っている、こういうことになりまして、これは大変大きな影響もある。そうすると、今回のこの法の本来の目的の趣旨に合わなくなってくるんじゃないか。これは、最終的には、法案が通った後に審議会を検討する特定外来生物に指定するかどうか、こういう問題があるかと思っておりますけれども、これについて、私たちはきょう法案の審議が終わって採決までする予定でありますけれども、採決が終わった、あとはもう環境審議会に任せて政令、省令で決めていた、だいたいわ結構です。こういう形にはなかなかならないわけですね。

ですから、あとは全部任せますよということになると無責任になるものですから、ある程度、そういう現実を業として営んでいる、また産業としても大変大事な位置づけをされている、それ

と、環境を守る、在来種を守っていく、この両方で、農林水産省と環境省、どういう形でこれを、ある意味で言えば決着をつけていくのか、こういうことは大変大事なことでありまして、現行のお考えをお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○加藤副大臣 環境省としては、生物多様性の確保、これを原則にしているわけでありまして、本法案の目的が十分に達成できるように、特定外来生物の規制を行っていく必要があると考えてございます。

先ほどの質問に対する答弁も、特定外来生物というところで規制するというのは、やはりそれが生態系の方に出てしまつて、農業生産物に対する影響だつて当然、当然といいますが、マメ科の花弁について、それを物理的に破壊する等々、そういう懸念が言われているわけでありまして、そういったことが頻繁に起こるということを考えてまいりますと、やはり農業に対する被害を生じる可能性が十分ある、そういうことも当然考えなければいけないというところだと思っております。

結果として、やはりこういった外来生物によつてもたらされるさまざまな便益との調整、それから社会的な影響などについて、やはり個別にこれはならざるを得ないと思っております。個別に慎重な検討をしていかなければいけない、こういうふうにとらえているところでございます。

○染政府参考人 セイヨウマルハナバチにつきまして、これを今後、特定外来生物等に指定していくかどうかという問題につきましては、中央環境審議会の中で、ただいまお答えがありましたように、在来種のマルハナバチとの競合の問題、あるいは野生種の繁殖に影響を与えるとの懸念とか、そういうことが指摘されている現状にあるわけでありまして、その辺をどう受けとめるかという問題だと思っております。

ただ、私もといたしましては、やはりその辺の指定等につきましては、きちつとした科学的な

知見に基づきながら指定をいただくというのが重要だというふうには考えておりますので、そういう方向で、今後、環境省とも御相談をしながらやってまいりたいというふうには考えております次第であります。

○石田(祝)委員 これは、だけれども、この法案の中は、残念ながら被害については共管になっているんです。ですから、ちよつと難しいところもあるうかと思っておりますけれども、そういう使わないうことによる被害ということについての共管ができるかどうか、私もちよつとこれは疑問な点があるんで、私もちよつとこれは疑問な点があるんで、認識でぜひお取り組みをいただきたいというふうには思っています。

質問を通知していたところがありますので、最後にお伺いしたいんですが、今回、いわゆる土地の立ち入りとかまた立木の伐採、それぞれの個人財産にも踏み込む、こういうことにもなっております。それと、飼育者の責任、トレースできる仕組みとか、こういうこともあわせて、今後どういうふうにお取り組みになるのか、最後にお伺いしたいと思っております。

○小池国務大臣 他人の土地への立ち入りということでございますが、この法案では、他人の土地に立ち入って特定外来生物を捕獲したり、また捕獲の支障となる樹木などを伐採するということの規定を盛り込んでおります。このような行為に伴つて損失を受けた方に対しては、その損失を補償することも規定をされているところであります。環境省としては、こうした規定に基づいて適切に対応をまいりたいというのが一点。

それから、特定外来生物の飼養などの許可を受けた者に対して、許可を受けていることを明らかにするよう義務づけをされているところでございまして、その具体的な方法については、特定外来生物の種類に応じて、適切な方法を主務省令で定めて定めるということにいたしております。

例えば、よく言われますマイクロチップでござい

ており、埋め込みが不可能な本場に小さな、微小な生物を除いて、脊椎動物全般を対象に埋め込みを義務づけたい、このように考えているわけでございます。

余り小さなものなど、マイクロチップの埋め込みが難しい生物については、写真とかタグなどによる方法、これらも想定をしているということでございます。

○石田(祝)委員 ありがとうございます。終わります。

○小沢委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○小沢委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。田島一成君。

○田島(一)委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提案の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法案に対する反対の討論を行います。

外来生物問題が深刻さを増し、実効性ある対策を図ることが喫緊の課題となっております。私も民主党は、昨年十月、参議院に民主党独自の外来種法案を提出し、さらに、今国会、内容に精査を加え、実効性ある法案を再提出いたしました。しかるに、政府が提出した本法案ですが、私も民主党は、参議院での審議、本院及び当委員会でも、多くの問題点を指摘してまいりました。以下、政府提案の本法案に反対する理由について申し述べたいと思います。

反対理由の第一は、本法案における外来生物の定義を海外から持ち込まれた外来生物に限定していることであります。

島嶼や自然保護区など、我が国における生物多様性の保全上重要な地域については、海外から導入された生物種に限定することなく、国内のある地域から自然分布域を越えて導入された生物種についても特定外来種に指定できる制度を整備すべきであります。

例えば、沖縄北部の山原地域においては、ヤンバルクイナがマングースだけでなく飼い主から遺棄されたノネコによっても捕食され、絶滅の危機に瀕しております。マングースを特定外来生物に指定することによって本法案における防除等の対策を講じることができても、ノネコに対しては本法案の仕組みによつては対策を講じることができません。

海外から導入された生物種に限らず、国内の自然分布域を越えて導入された生物種についても特定外来生物として指定できる仕組みを構築すべきであります。

また、これらに関連して、生物多様性の保全上重要な地域においては、重要管理地域をして国内外から生物の持ち込みを禁止する地域を指定できるように制度を整備すべきであります。

第二に、外来種対策は予防原則の観点から水際規制が最も重要であるにもかかわらず、本法案では極めて不十分なものであると言わざるを得ません。

本法案では、生態系等に影響を及ぼすことが明らかでない外来生物のみを規制する方法、いわゆるブラックスリスト方式に近い考え方を採用しています。輸入しようとする外来生物が生態系に係る被害を及ぼすかどうか不明である場合には、該当外来生物と生態系に係る被害の因果関係が科学的に十分立証されていなくても、未然防止の観点から輸入を規制し、国内に導入してもリスクが少ないと判定された生物種以外はすべて規制の対象とする、いわゆるホワイトリスト方式を採用することが未然防止の観点から重要だと思えます。

第三に、本法案において、未判定外来生物が生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかを判定する期間は六カ月以内と限定されています。

北海道や神奈川県におけるアライグマの例からもわかるように、外来生物が導入されて直ちに被害をもたらすよりも、しばらくの期間は潜伏し、実際の被害に気がついたときには既に手おくれとなる、そんな場合も想定されています。

こうしたことから、その判定は慎重に行う必要があり、判定期間を六カ月以内と限定せず、ある程度の判定期間を延長できる仕組みにするなど、柔軟に対応すべき旨を指摘させていただきます。私の反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○小沢委員長 以上で討論は終局いたしました。

○小沢委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、参議院送付、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○小沢委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小沢委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、大野松茂君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。長浜博行君。

○長浜委員 私は、ただいま議決されました特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、公明党、社会民主党・市民連合及び民主党・無所属クラブを代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する附帯決議
(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 特定外来生物の指定に当たつては、諸外国の知見や学識経験者の意見を参考にして、適切に指定を行うこと。また、被害に係る新たな知見が得られた場合には、特定外来生物への指定を検討すること。

二 特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物の混獲等への配慮や危険なものの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及ぼさないよう努めること。

三 海外から輸入される生物の種及び数量の実態把握に努めるとともに、関係府省間の連携に努め、特定外来生物が密輸入されることのないよう、水際対策を強化すること。輸入貨物への付着等によつて、非意図的に導入される外来生物について、導入経路及び生育状況の調査並びに監視に努めること。

四 本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

五 政府や自治体が行う緑化等の対策において、外来生物の使用は避けるよう努め、地域個体群の遺伝的攪乱にも十分配慮すること。

六 外来生物対策の必要性について、広報活動、教育活動など様々な手段を用い、国民や動物取扱業者等の関係者に普及啓発・周知を徹底すること。

七 国内由来の外来生物の問題については、自然公園法等の既存法令を活用した規制の強化などを行うこと。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○小沢委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○小沢委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

しまして、努力する所存でございます。

○小沢委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小沢委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会